

22西審子第11号
平成23年1月14日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市子ども福祉審議会
会長 森田 明美

西東京市学童クラブ育成料等について（答申）

平成22年8月27日付22西子児第562号をもって、西東京市児童館条例に基づく学童クラブ利用児童の保護者が納付する「育成料」・「間食費」の見直しについて諮問を受けた。当審議会は、諮問事項について資料の提出と説明を求めるとともに、専門委員として学童クラブ利用児童の保護者代表にも審議に参加していただきながら慎重に審議を進めてきた。その結果、委員全員の合意をもって下記のとおり答申する。

記

1 学童クラブ有料化の経緯

学童クラブの育成料の有料化への契機は、平成9年6月の児童福祉法の改正により「放課後児童健全育成事業」として法制化され、平成10年4月施行されたことにより、東京都は保護者負担の考え方を導入し、具体的に都基準の徴収額として、児童一人当り月額4,000円～6,000円を示した。また、同時に運営補助制度の改正があり、サービスの向上（時間・学年延長、障害児受け入れ等）が求められた。

多摩地区でも13市が保護者負担なし（旧田無・旧保谷含む）であったが、東京都市長会はこれを受け、保護者負担は5,000円を標準とすることを決め、各自治体は平成11年4月にこれを導入した。

2 西東京市の育成料等（保護者負担額）決定の経緯

平成11年4月導入に向け、旧両市は、育成料5,000円（旧保谷市は、他に間食

費1,500円の保護者負担)と制定した。旧両市とも経過措置期間(特例)を設け激変緩和措置を実施した。この期間と合併の準備期間等が重なったため、いくつかの調整が必要になった。田無市・保谷市合併協議会では学童クラブ育成料について、さまざまな意見がだされたが、市民の負担軽減を図るため、負担の低い旧田無市の例により、育成料5,000円は保護者負担、間食費1,000円は市負担として調整された。

3 育成料と間食費の区分

当審議会では、市長の諮問に基づき育成料と間食費の見直しを行い、平成16年11月に答申を行った。

「間食費は、どの児童も等しくおやつとして食べるものであり、実費相当の負担を保護者が担うもの」と答申した。答申の具体的内容は以下のとおりである。

育成料と間食費は分ける。

間食費は実費相当分を保護者負担とすること。

今後、間食費については、おやつの種類や質的な点等を保護者の意見を尊重し決定すること。

答申に基づき、平成17年7月条例改正を行い、育成料4,000円及び実費相当分の間食費1,000円と区分され現在に至っている。

4 平成22年度における育成料等の見直し

西東京市における使用料・手数料については、受益者負担の適正化を図るため「西東京市使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」のなかで、概ね3年ごとに見直し作業を行うとされている。また、平成22年3月に策定された「西東京市地域経営戦略プラン2010(第三次行財政改革大綱)」でも受益者負担の適正化及び学童クラブ育成料の見直しが実施項目として掲げられている。平成22年度は、以上の理由により見直しの時期となっている。

検討内容

平成21年4月に西東京市で行った各市の町村調査結果では、育成料の額は市町村により異なっている。小金井市は、所得階層により徴収をおこなっているが最高額7,400円を最高位に、続いて町田市6,000円、次に、八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、武蔵村山市、稲城市、7市が5,000円で、国分寺市、東大和市、東村山市3市が4,200円から4,500円となっている。

また、西東京市含め、立川市、福生市、狛江市、羽村市5市が4,000円であり、4,000円未満が、昭島市、小平市、東久留米市、武蔵野市、日野市、国立市、清瀬市、多摩市、あきる野市の9市となっている。

以上の調査結果から、他市との比較では、西東京市は26市中ほぼ中位に位置している。また、平成21年度においては、26市ともに育成料の改定を実施していない。

学童クラブ育成料原価計算（試算）では、施設等の原価償却費を除外して計算されたものであるが、児童一人当たりの（月額）費用額は、平成13年度より学童クラブ指導員の嘱託化並びに補助金等の増額によって減少傾向にある。

5 結論

全国的に少子化が進み児童数が減少しているにもかかわらず、入会児童数は年々増加している。この理由として、西東京市の地域特性や女性の社会進出等も考えられるが、より安定した生活をするために共働き家庭が増加していることも考えられる。

このような社会情勢のなか、育成料の見直しについては、西東京市の育成料4,000円は、26市の中では中位に位置しており、また、市の調査結果でも平成21年度においては各市とも育成料等の改定がない。学童クラブ育成料原価計算（試算）についても、平成13年度より児童一人当たりの経費（月額）が、指導員の嘱託化並びに補助金等の増額によって減少している。

以上、このような社会情勢のなかで、平成22年度の育成料の見直しについては、学童クラブ事業が保護者の就労支援という一面もあることから現状維持とすることで委員全員の一致をみた。